

虐待が疑われる重大事例等検証報告書（概要）（平成24年1月～3月検証実施分）

大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会

検証の目的・方法

（1）検証の目的

平成23年11月に発生した児童虐待死事例について、今後の再発防止と児童虐待の発生予防、支援体制の充実のため、今後の取り組みの指標となる提言を行うことを目的に検証を行った。

（2）基本的な考え方

- ・本検証は、再発防止に向けた今後の方策を検討するためのものであり、個人の責任追及や事件化を行うためのものではない。
- ・調査においては、対象者の利益を損なう様な追求は行わない。
- ・個人の対応を問題とするのではなく、組織としての対応の問題を把握するものである。

（3）実施方法

関係機関等からの調査結果をもとに、大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会において、問題点・課題の抽出、提案事項の検討を進めた。

開催日程・委員

開催日程：平成24年1月～平成24年3月（計4回実施）

委員：大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会委員 7名

事例の検証から明らかになった問題点と課題

事例の検証を行った結果、次のような問題点・課題がみられた。

1 複数のリスク要因を抱える家庭への対応

- ① 虐待死事件発生後の調査により、経済的な困窮、複雑な家庭環境などの多くの問題を有していた家庭であることが分かった。
- ② 虐待通告があった5月の初期の段階で庁内での徹底的な情報収集・情報共有を行い早期に支援方針を確立すべきケースだった。

2 虐待通告ケースに係る情報の庁内共有と継続的な管理

- ① 日頃から庁内の情報共有・連携の風土が醸成されていない。
- ② 母子保健部門との随時の情報共有がなされていないこと、生活保護ケースワーカーが訪問していたことについての情報が事件の後に把握されている。

3 母子保健部門の関わり方

- ① 母子保健部門で本児について発達障がいの可能性があるといった情報や、家族が転居した事実などを把握していたにもかかわらず、情報を児童福祉部門に伝えなかった。
- ② 虐待通告があった以上、虐待のリスクを常に意識した関わりを求めるべきだった。

4 児童福祉部門の職員体制等

- ① 虐待に関する専門知識があれば、訪問前に得ていた情報等を加味した判断によりその後の対応が違っていた可能性がある。
- ② 児童相談(訪問)に対応するプロパー職員が不足しているなどの現在の体制に問題がある。

5 要保護児童対策地域協議会の活用

- ① 本事例については要保護児童対策地域協議会が活用されていない。
- ② 要保護児童対策地域協議会(実務者会議)の活用が想定されるケースだった。

6 地域からの孤立

- ① 8月の転居後、虐待がエスカレートしていた状況があったが、周囲(地域等家庭外)の目が届いていなかった。

再発防止に向けた提言

1 地域・関係機関の意識の向上

(1) 地域における意識の向上

核家族化や都市部への人口集中などが進む中で、地域の繋がりが希薄になり、子育て世帯に対する見守り・支援の目も少なくなってきた。その結果として、社会的に孤立する子育て世帯も増加し、そうした世帯における児童虐待の重大事件の発生が頻繁となってきた。

児童虐待防止のためには、子育て世帯に対する見守り・支援の目をできるだけ多くし、「地域から見張られている」というのではなく、「地域から見守られている」という意識を浸透させ、子育ての不安感や負担感の軽減が期待できるような地域づくりを進めていくことが有効であると考えられ、地域における公的な子育て支援のサービスの拡充と併せて、そうした社会的な孤立を生み出さないまちづくりの必要性についての啓発を強化していくことが重要である。

(2) 関係機関の児童虐待についての意識の向上

児童虐待のリスクは、保護者側のリスク（望まない妊娠、若年妊娠、愛着形成不十分、精神障がい、知的障がい、薬物・アルコール依存など）、子ども側のリスク（発達障がい、乳児、未熟児など）、複雑な養育環境（内縁者や同居人、子連れでの再婚、転居を繰り返す、親族や地域社会からの孤立など）などさまざまであり、関係する職員はこれらの要因を複数有する家庭において児童虐待に繋がる可能性があることについて正しく理解することが必要である。

特に、児童や家庭との接点の多い母子保健部門、婦人相談部門及び生活保護部門などの職員が、児童虐待についての理解・意識を高め、現場で得た情報を共有する姿勢を持つことにより、児童虐待の早期発見に繋がる可能性も高まることから、可能な限り、これらの職員に対しても児童虐待に関する研修の機会を設けていくことが必要である。

2 児童・家庭に関する情報の収集・共有及びアセスメントの徹底

(1) 家族が有するリスクの多面的な把握

虐待通告ケースについては、安否確認の結果に関わらず少なくとも通常よりハイリスクとして捉え、その上で児童福祉部門が主体となって、早期に家庭が有するリスク等の関連する情報を多面的・継続的に収集し、虐待のリスク要因（経済的困窮、転居、発達障がいの子どもがいる、養育上の不安等）となる事項に関する情報を有する部署（母子保健所管課や住民課、生活保護所管課など）、保育所等の関係機関との間で緊密に連携してその全体像を把握、共有していくことが必要である。

(2) 発達障がいを示唆する所見を有する子どものアセスメントの留意点

発達障がいの可能性のある子どもについては、その育てにくさについて親の負担感に着目し親についての虐待リスク要因として捉えることが重要であり、その上で、子ども自身がどれだけ育てにくい状況にあるのか、その育てにくさの結果として子ども自身にどのような状況を招いているのかなど常に状況の変化を見ていくことが重要であることから、アセスメントにおいてもそのような視点を確保しながら、家庭全体の持つリスクを総合的に把握していくことが必要。

また、発達相談会や定期の健診時においては、身体運動発達、精神言語発達の両面から状態を把握すべきであり、さらに家庭の状況を含めてその経過を総合的に検討できる仕組みを構築していくことが望ましい。

そのためにも、発達障がいのある子どもの育て方について専門的にアドバイスできる人材の確保やネットワークの構築が望まれる。

3 早期支援対応と連携体制の強化

(1) 複数のリスク要因を抱える家庭への早期の支援

情報収集を行った結果、経済的困窮や複雑な家庭環境など複数の問題を抱える家庭については、早期に支援を行う必要がある。

(2) ケース管理における児童福祉部門の主体性の発揮と支援等における連携

虐待通告ケースや複数のリスク要因を抱える家庭については、児童福祉部門が虐待防止の視点で状況を評価（再評価）、管理していく主体的な役割を担うべきであり、対応の初期段階で関係部署等と共通認識を形成しておくことが重要である。

その際、関係部署等との連携内容、確認内容、対応方針をペーパーにまとめて共有するなど、なるべく共通の認識が継続する方法をとる必要がある。

(3) 要保護児童対策地域協議会の体制強化及び定期化

要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために設置される機関であり、その構成員に守秘義務が課せられているため、多くの関係機関等の参加の下で忌憚のない情報交換が可能となっている。

しかし、市町村によっては活動が低調なところもあり、市町村においては、実務者会議を月1回以上定期的に開催することとし、関係機関等が頻繁に情報交換を行い、また、その都度の協議等も行える場として有効活用していくことが必要である。

また、県においても、児童相談所が実務者会議に毎回参加して助言指導及び運営支援を積極的に行うほか、実務者会議等への産婦人科医や小児科医等の参画を推進するなど、関係機関が関与できる体制づくりを支援することも重要である。

4 市町村児童福祉部門の体制強化

(1) 児童虐待に関する主体性・専門性の確保

通常、子どもや家庭に対する支援については児童福祉部門だけでなく複数の部門が関わることが多いが、児童福祉部門が常に児童虐待防止の視点で情報を収集し、分析・評価し、主体的に管理していくことが重要である。

そのためには、児童虐待防止の視点から他部門に指導性を発揮できるだけの専門性を継続的に確保していくことが必須であり、例えば、情報収集、情報共有、ケースの見立て及びケース管理などにおける効果的な手法を導入するため社会福祉士等を、心のケアや信頼関係の構築などに対応するため臨床心理士等の専門職を採用し児童福祉部門に配置することのほか、児童相談に当たる職員等に児童相談所等が行う演習形式による専門的な研修や実務研修等を受講させることなどにより、中長期的な視点で計画的に人材の確保・育成を図っていくことが必要である。

(2) 適正な人員配置

市町村において、虐待通報等に対する緊急対応やその後の支援、関係機関との連携等を適切に実施するため、市町村規模や要保護児童数、潜在需要等を十分に分析し把握した上で、対応に必要な人員体制となるよう、中長期的な視点に基づいた適正な人員配置を進める必要がある。

(3) 研修受入れ等の市町村支援の推進のための児童相談所の機能強化

児童相談所においては、現在、市町村の児童相談窓口担当者を実習生として受け入れるなど、現場での実務経験を通じた児童相談援助技術の習得を支援しているが、今後はさらに積極的な研修受入れをはじめとする市町村の人材育成、体制強化のための支援機能を発揮していく必要があり、その中心的役割を担う児童相談所自体の組織・人員体制、専門性の向上などの機能を強化する必要がある。

5 市町村母子保健部門における支援の留意点

母子保健部門においては、妊婦健診、乳幼児健診、発達相談等いろいろな場面で虐待の判断等に資する貴重な情報を把握できる立場にあることから、母子保健部門の保健師等にはこれらの情報を経過を追って総合的に検討する能力が求められるとともに、虐待のリスクについて常にアンテナを高く張っておくことが必要であり、子どもや家庭の過去の情報の検索が容易にできるような管理台帳等を常時整備しておき十分に活用を図ることも必要である。

なお、虐待ハイリスクケースや、虐待通告があったケースについて母子保健部門が主として支援を行う場合、児童福祉部門から母子保健部門に対して、虐待のリスクを意識したケースへの関わりを求めるべきであり、母子保健部門で把握したケースに関する情報は児童福祉部門に必ずフィードバックするなどの流れをルール化しておくことが重要である。

6 子育て支援のサービスの拡充と利用促進

多くの子育て家庭が、子育ての悩みの相談や仲間作りなどを目的とする地域の子育て支援拠点などの公的サービスの利用ができるようサービスの拡充に努めるとともに、その利用を促進していくことが必要である。

特に、社会的に孤立した世帯については、その把握に努め、サービス利用に繋げるような取り組みが重要であり、例えば、民生・児童委員を活用し、公的なサービスを利用していない子育て世帯や転居等により孤立しがちな子育て世帯についての訪問を促進することなどの取り組みを推進していくことなどにより、こうした世帯の地域との繋がりを形成していくことが望ましい。

また、発達障がいなど養育が難しい子どもがいるなど特別な支援を要すると考えられる家庭については、当該家庭の実態、虐待のリスク等の的確な把握を行うことにより、保育所への入所及び他の子育て支援事業の利用について優先的に取り扱うなどの措置を講じるよう努める必要がある。